

私がつくる 私の未来

キャンペーン期間

平成 29 年

4月3日(月)～9月29日(金)

とりぎんで

iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称【イデコ】

はじめようキャンペーン

iDeCo + 給与振込

現金 **2,000円** を
プレゼント

iDeCo に新規申込み・移換、
かつ給与振込を新規申込みまたは既にご契約のお客さま

または

iDeCo

現金 **1,000円** を
プレゼント

iDeCo に新規申込み・移換のお客さま

キャンペーンのご留意事項

- ・現金プレゼントは原則として、個人型確定拠出年金(iDeCo)掛金引落口座に入金させていただきます。
 - ・現金プレゼント時点で上記口座が解約されている場合は対象外となります。
 - ・個人型確定拠出年金(iDeCo)掛金納付方法を事業主払込、または掛金引落口座を他行に指定して申込された方は現金プレゼント額相当分のQUOカードを当行届出住所(当行に住所のお届けがない方は申込書に記載のご住所)へ郵送させていただきます。
 - ・プレゼントは平成29年12月頃に該当口座へ入金(または郵送)させていただきます。・プレゼントは課税所得の対象となる場合があります。
- 【個人型確定拠出年金(iDeCo)】
- ・キャンペーン期間中(平成29年4月3日～平成29年9月29日)、もしくは平成28年12月1日～平成29年4月2日に鳥取銀行各営業店窓口で個人型確定拠出年金(iDeCo)ハッピーエイジング401kプラン※を新規申込いただき、平成29年11月末までに国民年金基金連合会にて加入が認められた方、および移換が完了された方がキャンペーンの対象となります。
 - ・書類不備等により手続が完了しない場合、キャンペーン対象外となる場合があります。
 - ・個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入手続には1～2ヶ月、移換手続には2～3ヶ月程かかります。
 - ・損保ジャパン日本興亜DC証券への直接申込はキャンペーンの対象にはなりません。
 - ・加入者資格不該当通知書が届いた方はキャンペーンの対象にはなりません。・既に参加している方の掛金の増額はキャンペーンの対象にはなりません。
- 【給与振込】
- ・給与のお振込金額が月額3万円以上の方をキャンペーンの対象とさせていただきます。
 - ・新規で給与振込をご指定いただく場合、キャンペーンの対象とする給与振込口座は個人型確定拠出年金(iDeCo)掛金引落口座に限りです。また、平成29年9月末までに給与振込がある方(当行所定の基準により判断)とさせていただきます。
 - ・既に給与振込をご指定いただいている場合、お申込時に当行で給与振込がある方(当行所定の基準により判断)とさせていただきます。
- ※個人型確定拠出年金(iDeCo)ハッピーエイジング401kプランは損保ジャパン日本興亜DC証券の商品です。当行を通じてお申しいただけます。

iDeCo 3つの税制優遇

掛金が**全額所得控除**
されます

例えば、毎月1万2千円ずつ掛金を
拠出した場合、税率30%とすると、
年間4万3千円の節税効果となります。

運用益も**非課税**で
再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金(源泉
分離課税20.315%)がかかりますが、
iDeCoの運用益は非課税です。

受け取る**ときも**
税制優遇措置があります

一時金は「退職所得控除」、年金は「公
的年金等控除」が適用され、税金負担が
軽くなります。

キャンペーンにつきましては、窓口へお問合せください。

TOTTORI
BANK



青い鳥の銀行です。

鳥取銀行

受付金融機関：株式会社鳥取銀行
運営管理機関：損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

平成29年4月3日現在

個人型確定拠出年金 (iDeCo) とは

老後生活の安定化のために、税制優遇のもとでご自身が拠出した資金を、ご自身の判断で運用し、その結果(年金資産)に応じて給付金を受取る制度です。

- 掛金額を自分で決めて毎月積み立てます。
- 受取額は運用実績によって異なります。
- 運用商品の中から、自分で商品を選んで運用していきます。
- 原則 60 歳以降、「年金(分割)」または「一時金(一括)」で受取れます。
- 個人ごとの口座で残高(年金資産)が管理されます。
- 税制優遇があります。
- 離職・転職の時には必要に応じて残高(年金資産)を持ち運べます。

メリット

1. 掛金全額が所得控除の対象です

| 課税所得 ※1 | 所得税 住民税 合計税率 | 税制メリット(年間) ※2 | |
|--------------------|--------------------|---|---------------------|
| | | 個人型確定拠出年金の年間掛金(月額) 27.6万円 (月 2.3万円) | 14.4万円 (月 1.2万円) |
| ～195万円以下 | 15% | 4.1万円 | 2.1万円 |
| 195万円超～ 330万円以下 | 20% | 5.5万円 | 2.8万円 |
| 330万円超～ 695万円以下 | 30% | 8.2万円(A) | 4.3万円(B) |
| 695万円超～ 900万円以下 | 33% | 9.1万円 | 4.7万円 |
| 900万円超～1,800万円以下 | 43% | 11.8万円 | 6.1万円 |
| 1,800万円超～4,000万円以下 | 50% | 13.8万円 | 7.2万円 |
| 4,000万円超～ | 55% | 15.1万円 | 7.9万円 |

【月額掛金の上限】

| | |
|-----------------------|---------|
| 企業年金のない会社員 | 23,000円 |
| 確定給付企業年金・厚生年金基金のある会社員 | 12,000円 |
| 公務員・私学共済加入者 | 12,000円 |

※1 給与所得者の課税所得の計算例 課税所得=給与収入-給与所得控除額-社会保険料控除と基礎控除等その他の控除額の合計額

※2 税制メリット額=年間掛金×所得税・住民税の合計税率(住民税率は所得に関わらず一律10%)1,000円未満切捨て表示

(例) 27.6万円×30%=約 8.2万円 14.4万円×30%=約 4.3万円

なお、平成 25 年から平成 49 年までの各年分の確定申告においては復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額 2.1%)が所得税に加算されます。上記税制メリット額は復興特別所得税分を反映していません。

(A)たとえば、課税所得 500 万円の方が
月額掛金 23,000 円を拠出した場合…

27.6 万円が
所得控除の対象です

▶ 約 8.2 万円の
税制メリットとなります

(B)たとえば、課税所得 500 万円の方が
月額掛金 12,000 円を拠出した場合…

14.4 万円が
所得控除の対象です

▶ 約 4.3 万円の
税制メリットとなります

2. 運用益が非課税です

利子や分配金などの運用益に対する所得税・住民税がかかりません。一般の貯蓄などと比べて有利に運用できます。

3. 受取時は税制面で優遇されます

老齢給付金受取時は課税の対象となりますが、受取り方によってそれぞれ税制優遇があります。

年金で受取り(分割)の場合

雑所得(公的年金等)として課税され、公的年金等控除が受けられます

一時金で受取り(一括)の場合

退職所得として課税され、退職所得控除が受けられます

ご加入にあたっての確認事項

- ・原則 60 歳まで脱退(途中引出)できません。
- ・ご加入から給付終了までの間、所定の手数料がかかります。
- ・掛金を出さない期間(運用指図者)でも所定の手数料がかかります。
- ・掛金の引落は、原則 60 歳の誕生月までです。
- ・通算加入者等期間が 10 年未満の場合、受給開始年齢が 61 歳から 65 歳まで順次遅くなります。
- ・自己責任で運用商品を選択する制度です。運用結果次第では資産が元本を下回る場合があります。
- ・掛金は 5,000 円から 1,000 円単位(掛金限度額の範囲)で自由に設定できます。各年度に一回、掛金額の変更も可能です。
- ・国民年金保険料の未納月の拠出金は還付されます。
- ・第2号被保険者の場合、関係法令上、加入資格に変更が無いことを毎年お勤め先に証明していただく必要があります。

※上記の税制メリット等はあくまで仮定に基づき試算したものであり、お客さま個々の条件によって結果は異なります。

したがって結果を保証するものではありません。詳しくは専門家にご確認ください。また将来、税制が変更される場合があります。